

第1章 計画の基本的な考え方

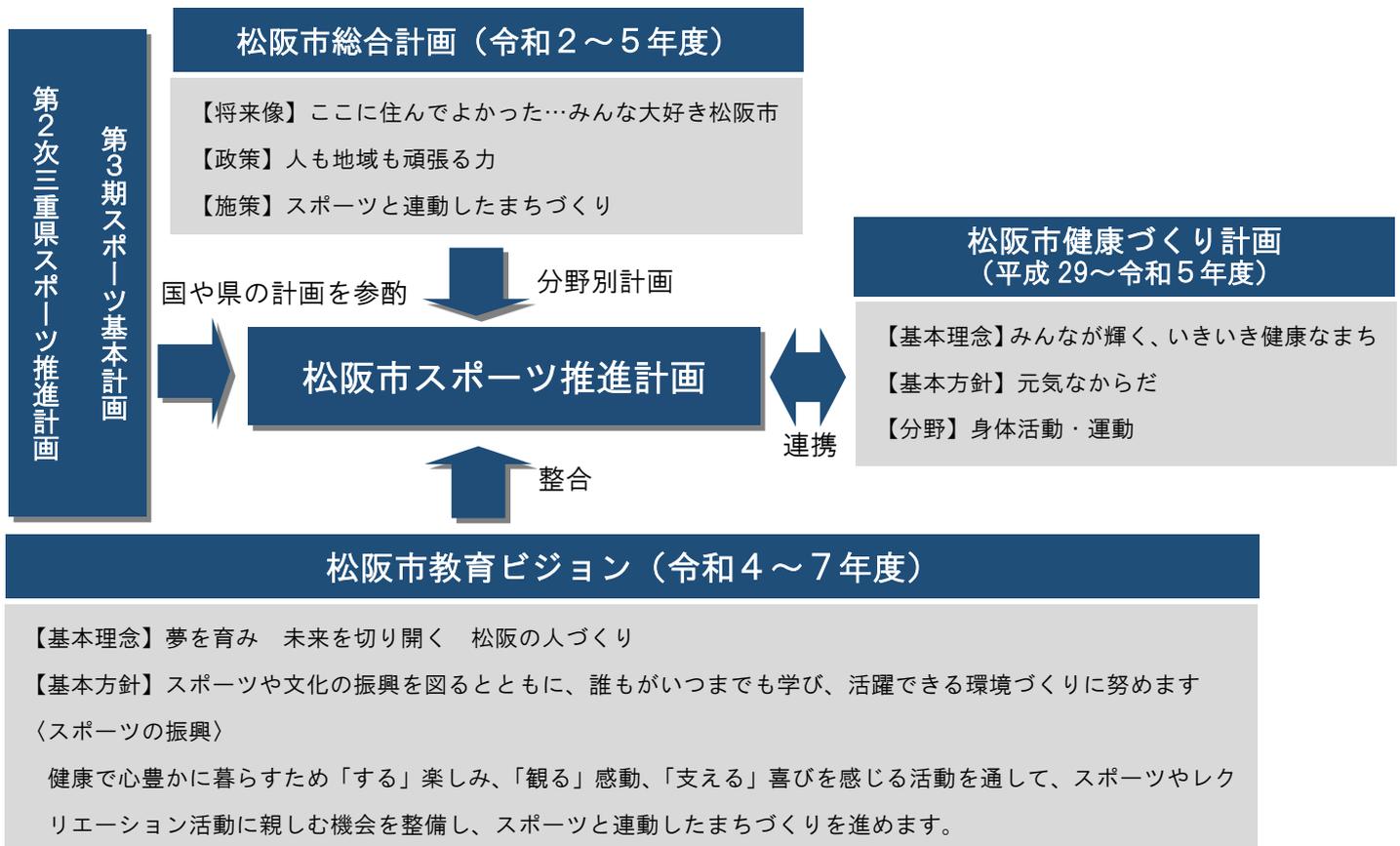
1. 計画策定の趣旨

松阪市では、2017年（平成29年）に「松阪市スポーツ推進計画」（計画期間：2017年度（平成29年度）～2026年度（令和8年度））を策定し、全ての市民がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、ともに支え合うスポーツライフを確立することにより、健康でいきいきと暮らす生涯スポーツ社会の実現をめざして取り組んできました。

この間に三重県が2019年（平成31年）に「第2次三重県スポーツ推進計画」を、国が2022年（令和4年）に「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。また、本計画の上位計画である「松阪市総合計画『明るいわ！楽しいわ！松阪やわ！』」、「松阪市教育ビジョン（松阪市教育振興基本計画）」を新たに策定しました。さらに、本市のスポーツを取り巻く環境も大きく変化したことを踏まえ、市民意識調査の結果や計画に示された取組、事業の検証を行った上で、本計画の中間見直しの時期にあたり新たに計画を策定したものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画として位置づけられるものであり、松阪市におけるスポーツに関する施策について、具体的な取組を示した計画です。本計画の策定に当たっては、本市の総合計画におけるスポーツの分野別計画として、及び松阪市教育ビジョンと整合性を図るとともに松阪市健康づくり計画と連携して取組を進めるものです。



3. 計画の期間

計画期間は、2023年度（令和5年度）から2026年度（令和8年度）までの4年間とします。2026年度（令和8年度）には成果指標の評価結果を基に計画の達成状況の検証を行い、「第2次松阪市スポーツ推進計画」を策定するものとします。

